
プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い
項目 第 94 回専門委員会で聞かれた意見への対応

本資料の目的

1. 本資料は、第 94 回実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）で聞かれた意見への対応を検討することを目的としている。

公共施設等運営権の会計処理に関する提案

運営権対価が固定額ではなく、全額が将来の業績等に連動する形式で定められる場合の取扱い

（第 94 回専門委員会で示した事務局の提案）

2. 第 94 回専門委員会では、運営権対価が固定額ではなく、全額が将来の業績等に連動する形式で定められる場合の取扱いについて、結論が一義的に決まるものではないが、運営権対価の全額が将来の業績等に連動して定められる場合であっても、公共施設等運営権を取得した時に合理的に見積られた運営権対価の支出額の総額を無形固定資産として計上することを提案した。

（第 94 回専門委員会で聞かれた意見）

3. 第 94 回専門委員会では、本資料第 2 項に記載した事務局の提案について、特に異論は聞かれていない。

プロフィットシェアリング条項の取扱い

（第 94 回専門委員会で示した事務局の提案）

4. 第 94 回専門委員会では、以下のとおり整理した上で、プロフィットシェアリング条項に基づく支出額については、支出の都度、費用として処理することを提案した。
 - (1) 運営権対価は実施契約に規定される必須の義務であるが、プロフィットシェアリング条項は管理者等と運営権者との合意に基づき実施契約に規定するもので、当該条項を規定することが必須ではなく、運営権対価の会計処理と整合性を図る必要はない。
 - (2) なお、プロフィットシェアリング条項に基づく支出額について、当該条項の趣旨を勘案すると、公共施設等運営権を取得した時に考慮されていない事象を当初に見込むことは想定されておらず、実務上も容易ではない。

(第94回専門委員会で聞かれた意見)

5. 第94回専門委員会では、本資料第4項に記載した事務局の提案について、次のような意見が聞かれた。
- 支出の都度、費用として処理することによって、収益と費用が対応する点を理由に追記してはどうか。
 - 結論としてはやむを得ないと思われるが、注記事項として、プロフィットシェアリング条項の概要を求めることが考えられるのではないか。

(第94回専門委員会で聞かれた意見を踏まえた対応)

6. 本資料第4項に記載したとおり、プロフィットシェアリング条項の趣旨に着目して、支出の都度、費用として処理することを提案しているため、理由の追記は不要と考えられるがどうか。
7. また、プロフィットシェアリング条項に関する情報は、財務諸表利用者にとって有用と考えられるため、公共施設等運営事業の概要の注記において、当該条項の概要を例示することが考えられるがどうか。

更新投資の会計処理に関する提案

更新投資に係る資産及び負債の計上

(第94回専門委員会で示した事務局の提案)

8. 第94回専門委員会では、更新投資の会計処理を次のとおり区分することを提案した。
- (1) 更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づいており、かつ、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる金額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合
- 公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額の総額の現在価値を資産及び負債として計上する。
 - 公共施設等運営権の運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。
- (2) 上記(1)以外の場合

- 更新投資を実施した時に、当該更新投資の支出額を資産として計上する。
- 当該更新投資を実施した時より、当該更新投資の経済的耐用年数（当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存償却期間を上回る場合は、当該残存償却期間）にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する。

(第94回専門委員会で聞かれた意見)

9. 第94回専門委員会では、本資料第8項に記載した事務局の提案について、次のような意見が聞かれた。
- 更新投資の義務性の観点では、資本的支出と修繕費に違いはないと考えられるため、修繕費を資産及び負債として計上する範囲に含めない理由については、再検討した方がよいのではないかと。

(第94回専門委員会で聞かれた意見を踏まえた対応)

10. 一般的に、契約等によって解約不能な取引で将来の支払義務がある場合であっても、双方未履行の場合、契約締結時点で資産及び負債を計上する会計処理は行われていない。

この点、更新投資のうち資本的支出に該当する部分は、運営権設定期間にわたる支払義務がある点に加え、公共施設等運営権と同様に、運営権設定期間にわたって費用配分すべきものと考えられるため、支払総額を資産として計上した上で、費用配分することが考えられる。

一方、更新投資のうち修繕費に該当する部分は、運営権設定期間にわたる支払義務がある点は同様であるが、修繕費は支出時に費用処理することが適切と考えられ、未履行契約である点を踏まえると、あえて資産を計上する必要性は乏しいものと考えられる。

11. このため、更新投資に係る資産及び負債として計上する範囲について、資本的支出に該当する部分に限定することが考えられるかどうか。

経過措置

経過的な取扱いの必要性

(第94回専門委員会で聞かれた意見)

12. 第94回専門委員会では、本実務対応報告の適用時期について、公表日以後、適用することを提案したが、この点について、次のような意見が聞かれた。

- 既に決算期が終了したケースもあると聞いているが、特定の経過的な取扱いを定めずに、原則通り遡及適用するという事でよいか。

(第94回専門委員会で聞かれた意見を踏まえた対応)

13. この点、公共施設等運営権制度の実際の運用の開始から間もないこともあり、本実務対応報告を過去の期間のすべてに遡及適用したとしても、実務上の負荷はそれほど大きくないと考えられるため、特定の経過的な取扱いは定めないことかどうか。

ディスカッション・ポイント

- 事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以 上